

●香川県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年2月4日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

平成23年2月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 岡田丸亀線（195号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|-----------------|---------------|-----------------------------------|
| 丸亀市綾歌町岡田上字池ノ内24番1 地先から 丸亀市綾歌町岡田上字池ノ内6番1 地先まで | 13.0~17.5 | 130 | 平成16年香川県告示第 550号で変更した区域 の一部 |
| 丸亀市綾歌町岡田上字平塚1142番1 地先から 丸亀市綾歌町岡田上字池ノ内24番1 地先まで | 18.0~27.0 | 60 | |

- 4 供用開始の期日 平成23年2月4日